

学校法人佐久学園 研究費の運営・管理に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人佐久学園（以下「本学園」という。）に設置された教育・研究部局において使用される研究資金に関し必要な事項を定めるものである。
- 2 研究資金の執行および管理は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）や他の関連する法令及び研究資金配分機関が定めるもののほか、この規程の定めによって取り扱うものとする。

(目的)

- 第2条 この規程は、本学園における研究費の取扱いに関する責任体系、使用規則、監査体制等の研究費の運営・管理についての基本原則を定め、関係者に広く周知することにより、研究費の適正な管理および執行を促す同時に、不正の防止等を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、文部科学省及び独立行政法人等から交付される科学研究費補助金等の公的研究費及び本学の規程により定められた基盤研究費、公募研究費等の学内研究費等の他、本学園内で扱う全ての研究資金をいう。
- 2 この規程において「研究者等」とは、公的研究費を受ける研究代表者及び研究分担者、本学の教育研究部局に属する研究者及び研究を行う学生をいう。
- 3 この規程において「部局」とは、本学園内において所属する研究者が研究活動を行っている機関（佐久大学・佐久大学信州短期大学部および地域連携推進センター、国際交流・教育センター）をいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 本学における研究費の最高管理責任者は、佐久大学および各センターにあっては佐久大学学長、短期大学部にあっては同学長とする。
- 2 最高管理責任者は、その管理している機関全体の統括及び研究に関する最終責任を負い、研究費の運営及び管理を適切に行うため、統括管理責任者を置く。
- 3 最高管理責任者は、その管理している機関における研究の不正防止計画の策定及び実施状況の進捗管理の責任を負う。

(統括管理責任者)

- 第5条 統括管理責任者は学部長および各研究機関の事務局長とする。
- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者の補佐を行い、研究費の運営・管理及び不正防

止計画の策定・実施状況の進捗管理の統括責任を負う。

- 3 各センターの統括管理責任者は看護学部長とする。
- 4 統括管理責任者は、その業務を適切に行うため、コンプライアンス推進責任者を置く。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は研究支援室長とし、本学園の研究者等の研究費の運営及び管理に対する責任を負う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施及び研究者に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督の責任を負う。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学園の研究活動における不正行為の防止を目的とし、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は佐久大学研究倫理委員会委員長として、最高管理責任者が任命する。
- 3 研究倫理教育責任者は、各部局において研究倫理教育の責任を負い、研究者等及び学生に対して定期的に研究倫理教育を行う。

(経費の使用)

第8条 研究費の執行、具体的な使用法については、別に定める研究費取扱要領によるものとし、研究者等は研究費の適正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(相談受付窓口の設置)

第9条 効率的な研究遂行を支援するため、事務処理手続及び使用ルール等に関し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に設置し担当の係員を公表する。

(研究の報告)

第10条 公的研究費または本学の研究費の交付を受けた研究者等は、その研究の成果または経過について、最高管理責任者に、毎年度報告しなければならない。

(不正に関与した教職員への処分)

第11条 「学校法人佐久学園における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」(以下「防止規程」)に定める研究および研究費の不正に関与した教職員に対しては、就業規則に従い懲戒処分、刑事告発等の処分を科すものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第 12 条 研究費の不正な取引に関与した業者に対する処分については、その情状に応じて取引停止等の必要な措置を行うものとする。

(不正行為通報受付窓口)

第 13 条 研究費に係る法令違反、不正使用等の内外からの情報を受け付ける窓口を事務局総務課に設置する。

2 不正行為通報受付窓口および通報の扱い等の詳細は、別途「防止規程」に定める。

(不正行為の告発)

第 14 条 研究活動における不正行為の告発等の扱いは、「学校法人佐久学園公益通報者の保護等に関する規程」に準ずる。

(内部監査体制)

第 15 条 研究費の適正な管理を遂行するために、定期及び随時に内部監査を実施する。

2 内部監査は会計書類の監査、購入物品の現物監査、謝金の使途確認等、発注・検収・支払業務についての確認作業を行う。

3 内部監査担当者は内部監査人及び事務局総務課とする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、不正行為への具体的な対応等、研究費に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 19 日から施行する。